

【法学部】

## 日本語小論文

解答例（解答のポイント）

※公開する解答例には、別解がある場合があります。

### 問 1

日本では、建物の多くは煉瓦造りなどの不燃建築ではなく、木造家屋が多く、いったん火災が発生した場合には大きく燃え広がり、巨額の賠償金を支払わねばならないことになるが、これは火災を発生させた者に酷である。また、類焼については、人々も天災であるともなし、焼いた者も焼かれた者も弁償を請求する者もないし義務者もないと考えていたのであって、免責としても問題ないと考えられた。

### 問 2

まず、明治 13 年に発布された刑法の付則 59 条は「犯罪ノ為メ現ニ生シタル損害ハ其賠償ヲ請求スルコトヲ得但失火ハ此ノ限リニ在ラス」と規定し、失火によって他人に損害を与えた者の責任を宥恕していた。しかし、明治 31 年に制定された民法施行法 61 条によってその規定が削除され失火者の責任を免除する規定が消滅した。それと同時に、民法第 1 編～第 3 編が施行されたため、その 709 条「故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」という規定により、故意または過失があるかぎり損害賠償責任を負うことになった。さらに明治 32 年には「民法第七百九条ノ規定ハ失火ノ場合ニハ之ヲ適用セス但シ失火者ニ重大ナル過失アリタルトキハ比ノ限ニ在ラズ」と規定する失火責任法が制定され、過失によって火災を発生させたとしても、重大な過失がないかぎり損害賠償責任を負わなくてすむということになった。

### 問 3

（解答例 1）損害賠償責任を負わせるべきであるとする意見

たしかに、過失があった場合にかぎるとはいえ、火災を発生させた場合に損害賠償

責任を負わなければならないとすれば負担が大きく、木造家屋が多く被害が拡大しやすい日本においては酷な結果となりうるといわれる。しかし、隣家の住人から見れば、自分に過失もなく、かつ、火災を発生させた者に過失があるにもかかわらず、自宅に生じた損害を自ら負担しなければならないのは不公平極まりない。しかも、火災以外の不法行為の場合には損害賠償を請求できるのに、火災の場合だけ不可というのは制度としてバランスがとれていない。私の知るかぎり、立法時の1800年代と異なり現在では日本でも木造家屋の割合がそれほど高くないと思われるし、類焼は天災であってお互い損害賠償を請求しないという慣習も果たして現存しているかは多分に疑問である。したがって、過失があるかぎり損害賠償責任を負わせるべきであると考え

#### (解答例2) 損害賠償責任を負わせるべきではないとする意見

たしかに、火災を発生させた者が責任を負わないということになると、隣家の住人は、自己に過失もないのに一方的に損害を負担しなければならない、不公平であるといえる。また、過失があるにもかかわらず、その者の責任を免除するのは、他の不法行為と比べてバランスを欠いているという批判もあろう。しかし、そもそも、日本においては木造家屋が少なくなく、また都市部においては住宅密集地も多い。したがって、一度火災が発生すれば多くの家屋が焼失する可能性があり、それらによる損害をすべて火元の人間に負担させるのは酷である。加えて、そのような損害を個人に負担させようにも、火災を発生させた者の自宅もまた全焼しているとなれば賠償できない場合も多い。したがって、火災による損害は過失ある個人に負担させるのではなく、国や地方公共団体が負担する(公的補助制度を整備する)ほうが適切であると考え